

平成18年2月県議会定例会の結果について

教育振興チーム

1 会 期	会 期	2月22日(水)～3月27日(月)	34日間
┌	代表質問	2月28日(火)～3月 2日(木)	3日間
	一般質問	3月 3日(金)～ 10日(金)	6日間
	委員会	3月13日(月)～ 20日(月)	6日間

2 議案等

予算案(2件)のうち1件は一部修正のうえ可決され、1件は原案どおり可決された。条例案(2件)は原案どおり可決され、事件案(2件)のうち1件は原案どおり可決されたが第69号「教育委員会委員の選任について」は同意されなかった。

(1) 予算案

第1号 平成18年度長野県一般会計予算案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算」中

歳出 第3款 民生費 第2項 児童福祉費中の一部

第11款 教育費(第1項 教育総務費の一部及び第6項 大学費の一部を除く)

(2) 補正予算案

第78号 平成17年度長野県一般会計補正予算(第7号)案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第3款 民生費 第2項 児童福祉費中の一部

第11款 教育費(第1項 教育総務費の一部及び第6項 大学費の一部を除く)

第13款 公債費中の一部

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中

第11款 教育費

(3) 条例案

第38号 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例案

第76号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(4) 事件案

第69号 教育委員会委員の選任について

第70号 高等学校における事故に係る損害賠償について

3 請願・陳情の審査

請願 16件(うち新規 7件) 採択 4件

(採択された請願)

請第 96号 高校改革プラン実施計画策定にあたり地元理解の得られていない計画案を盛り込まないこと等について

請願者：佐久市長 三浦 大助 外1名

請第 98号 定時制通信制高等学校に学ぶ生徒を主人公とした再編整備を求めることについて

請願者：長野県高等学校定時制通信制教育振興会 代表 井上 保

請第 99号 上田高校・上田千曲高校の定時制廃止について慎重に審議することについて

請願者：上田・千曲両校の定時制存続を願う会 世話人代表 荒井 一則

請第 101号 信濃教育会教育研究所研修員派遣について

請願者：社団法人 信濃教育会 会長 牛越 充

陳情 41件(うち新規10件) 採択 8件

(採択された陳情)

陳第651号 高等学校改革プランに関する南信州地域の代案について

陳情者：南信州広域連合 広域連合長 牧野 光朗 外1名

陳第658号 信濃教育会教育研究所への教職員研修派遣の存続について

陳情者：長野県退職校長会 会長 今井 満

陳第660号 高校改革プラン実施計画策定について

陳情者：県立高校の発展と存続を願う会 代表世話人 久保田 元夫

陳第663号 小・中学校における外国籍児童生徒の指導体制の充実について

陳情者：長野県市議会議長会 会長 松本市議会議長 渡辺 聡

陳第665号 県民合意の高校改革を進めることについて

陳情者：長野県市議会議長会 会長 松本市議会議長 渡辺 聡

陳第666号 子育て支援の財源の確保並びに事業所への働きかけについて

陳情者：長野県市議会議長会 会長 松本市議会議長 渡辺 聡

陳第671号 地域組織活動育成事業補助金（母親クラブ活動費補助金）の県補助について

陳情者：長野県市議会議長会 会長 松本市議会議長 渡辺 聡

陳第678号 高等教育に中国語を取り入れることについて

陳情者：大北日中友好協会 会長 志眞 秀明

4 その他

「高等学校改革プランの実施に当たって県民に混乱を生じさせないことを求める決議（案）」及び「県教育委員会に対し行政の中立性、独自性を保ち県民に信頼される委員会運営を行うよう求める決議（案）」が3月23日の本会議で可決された。

議 第 16 号

高等学校改革プランの実施に当たって
県民に混乱を生じさせないことを求め
る決議（案）

高等学校改革は、高校生に、より充実した学習環境を提供し、日本の次代を担うたくましい人間形成を育む場として魅力ある高等学校を構築すべく行われるものであり、その実施に当たっては、教師、生徒、保護者、同窓会、地域住民等すべての信頼に基づく協力が不可欠である。このことは、地域説明会での大多数の意見、本議会で採択された数多くの請願や陳情、延べ40万人を超える署名を添えた要望などからも明白である。

しかし、県教育委員会が進める県立高等学校再編整備のスケジュールには、これまで多くの疑問や批判が寄せられていたにもかかわらず、今定例会の審議においても実施計画に盛り込まれる事項の詳細等が明らかにされることはなかった。

中でも、再編整備校及び校名の決定過程並びに高等学校設置条例の改正時期が不透明であり、教育課程編成に向けての人的配置や編成を進める上での時間のなさも非常に懸念されるところであることから、このような状況で再編整備が平成19年度に一斉に実施されるとすれば、現場に大きな混乱を招くことは必定である。

よって、本県議会は、県教育委員会に対し、実施計画の再編年度は実情に合わせるよう考慮するとともに、実施に当たっては、再編整備校及び校名を決定した上で高等学校設置条例を改正し、責任を持って関係者への丁寧な説明を行い、理解を得ることを強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

年 月 日

長 野 県 議 会

議 第 17 号

県教育委員会に対し行政の中立性、独立性を保ち、県民に信頼される委員会運営を行うよう求める決議（案）

県教育委員会は、行政の中立性や安定性、専門的、技術的な執行等を確保するために知事部局から独立して置かれる行政委員会であり、知事が処理する教育事務を除き、県の教育行政全般を所管し、重要な施策について意志決定をしている。また、合議制の執行機関であるため、その意志決定はすべて教育委員会の会議の議決を通じて行われなくてはならない。

しかし、今定例会での質疑や文教企業委員会での審査の過程において、教育委員会のあり方に対して大きな不信感を抱かざるを得ない事象が生じている。

特に、信濃教育会教育研究所への突然の研修派遣の停止や県立長野養護学校の長野市への一方的な移管依頼問題等の対処方法は、重要な施策を実施する中で教育委員会制度の軽視ともとれる扱いである。また、高等学校改革プランに対する定例会における議論の内容は、今般の教育委員会に寄せられる県民からの多くの要望を考慮しているとは言い難いものであり、これらの事象は県民に対し県教育委員会への不信感を抱かせる大きな問題である。

よって、本県議会は、県教育委員会に対し、県民が不信感を抱くことのない信頼される教育委員会運営を行うよう強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

年 月 日

長 野 県 議 会